函館市図書館の概要

（中央図書館・千歳図書室・港図書室・湯川図書室・旭岡図書室・桔梗配本所）

目　　的	図書，記録その他必要な資料を収集し，整理し，保存して市民の利用に供し，その教養，調査，研究，レクリエーシヨン等に資することを目的とする。
事業概要	施設の管理運営および設置目的に資する事業の実施
担当部局	函館市教育委員会生涯学習部生涯学習文化課 電話：２１－３５６６

函館市中央図書館	
所　在　地	函館市五稜郭町２６番１号
開館時間等	・開館時間：午前９時３０分から午後８時まで ・休 館 日：水曜日 （その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは，その日後においてその日に最も近い休日でない日） １２月２９日から１月３日まで 館内整理日（毎月最終金曜日） 図書特別整理期間 （年１回 10 日以内で教育委員会が定める日）
施 設 概 要	・平成１７年１１月開館 ・敷地面積：11,707.81㎡ 建物構造：鉄筋コンクリート造一部鉄骨地下１階地上２階建 延床面積：7,687.13㎡ 主な施設：１階開架スペース，視聴覚ホール，事務室ほか ２階レファレンスコーナー，読書テラス，閉架書庫，研修室（大，中，小）ほか 屋　　上：屋外機，太陽光パネル そ の 他：屋外駐車場，駐輪場ほか
函館市千歳図書室	
所　在　地	函館市千歳町１５番１０号
開館時間等	・開館時間：午前１０時から午後３時まで ・休 館 日：月曜日，国民の祝日に関する法律に規定する休日 １２月２９日から１月３日まで 館内整理日（毎月第３金曜日） 図書特別整理期間

施 設 概 要	・平成１５年４月開設 ・建物構造：鉄筋コンクリート造２階建 延床面積：551.29㎡ 主な施設：開架スペース，閉架スペース，事務室ほか そ の 他：もと函館市立はこだて幼稚園との複合施設
函館市港図書室	
所　在　地	函館市港町２丁目７番１号
開館時間等	・開館時間：午前１０時から午後３時まで ・休 館 日：月曜日，国民の祝日に関する法律に規定する休日 １２月２９日から１月３日まで 館内整理日（毎月第３金曜日） 図書特別整理期間
施 設 概 要	・平成８年４月開設 ・建物構造：鉄筋コンクリート造２階建 延床面積：255.59㎡ 主な施設：開架スペース，事務室ほか そ の 他：港２丁目団地集会室，デイサービスセンター港との複合施設
函館市湯川図書室	
所　在　地	函館市湯川町２丁目４０番１３号
開館時間等	・開館時間：午前１０時から午後３時まで ・休 館 日：月曜日，国民の祝日に関する法律に規定する休日 １２月２９日から１月３日まで 館内整理日 （毎月第３金曜日） 図書特別整理期間
施 設 概 要	・昭和５７年１１月開設 ・建物構造：鉄筋コンクリート造２階建 延床面積：110.20㎡ 主な施設：開架スペース そ の 他：函館市湯川支所内に開設
函館市旭岡図書室	
所　在　地	函館市西旭岡町２丁目５１番地１２
開館時間等	・開館時間：午後１時から午後５時まで ・休 館 日：月曜日，国民の祝日に関する法律に規定する休日 １２月２９日から１月３日まで 館内整理日（毎月第３金曜日） 図書特別整理期間

施 設 概 要	・平成２年１月開設 ・建物構造：鉄骨造２階建 延床面積：181.32㎡ 主な施設：開架スペース，事務室ほか そ の 他：旭岡団地２丁目集会所との複合施設
函館市桔梗配本所	
所　在　地	函館市桔梗４丁目１番１８号
開館時間等	・開館時間：午後１時から午後４時４５分まで （土曜日ならびに函館市立小学校の夏季休業日，冬季休業日，学年末休業日および学年始休業日にあっては，午前１０時から午後４時４５分までとする。） ・休 館 日：日曜日，国民の祝日に関する法律に規定する休日 １２月２９日から１月３日まで 館内整理日（毎月第３金曜日） 図書特別整理期間
施 設 概 要	・平成１７年４月開設 ・建物構造：鉄骨造平屋建 延床面積：26.0㎡ 主な施設：開架スペース そ の 他：函館市桔梗福祉交流センター内に開設
指定管理者が行う業務内容	① 設置目的に資する事業の実施 ・　図書館資料の選書，収集，整理および保存に関すること ・　図書館資料の館内利用および館外利用に関すること ・　北海道立図書館等他の図書館，その他関係団体との協力，連絡および相互貸借に関すること ・　移動図書館車の巡回 ・　読書会，絵本読み聞かせ，研究会，定期講座，鑑賞会，映写会，資料展示会，講演会等の開催 ・　図書館事業の企画および実施に関すること ②　施設の使用の許可および制限に関すること ・施設の使用許可・不許可，使用の制限，許可の取消し　など ③　維持管理に関すること ・消防用設備，ボイラー設備，自家用電気工作物の保守点検，受水槽の清掃，施設内清掃，ごみ処理，夜間警備，施設・設備の修繕，空気調和機その他設備　など ④　その他市長が定める業務 ・利用者に関すること 窓口業務，利用者への案内・説明に関する業務，利用者へのサービス提供に関する業務，利用促進に関する業務　など ・公金収納業務を指定管理者に委託に関すること 中央図書館（駐車場および貸室使用料等）の使用料の徴収・収納

	に係る業務について，別途委託契約を締結します。 　なお，当該業務に係る経費は，当該施設の管理に係る委託料に含みます。 ・　その他の業務に関すること 市に提出する書類の作成等の庶務経理業務，災害および事故発生時の緊急時の対応，利用者および住民からの意見，要望等への対応，その他必要な業務　など
施設管理 運営経費	市から指定管理者へ指定管理料として支払います。
条　　例	函館市図書館条例
現指定管理者	ＴＲＣ函館グループ
関連リンク	中央図書館 https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014041600080/ 千歳図書室 https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014041600097/ 湯川図書室 https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014041600110/ 港図書室 https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014042400061/ 旭岡図書室 https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014042000018/ 桔梗配本所 https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014042000032/